

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

〈目次〉	(ページ)
①特別徴収の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
②納入書の金額変更方法について・・・・・・・・	2
③給与所得者異動届出書について・・・・・・・・	3
④給与所得者異動届出書の記載例・・・・・・・・	4～6
⑤給与所得者異動届出書・・・・・・・・	7
⑥特別徴収への切替届出（依頼）書・・・・・・・・	8
⑦特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書・・・・・・・・	9
⑧指定通知書・・・・・・・・	10

⑤～⑦については、土浦市ホームページよりダウンロードできます。

【eLTAXのご案内】

給与支払報告書、異動届出書等の提出は、
eLTAXを利用して電子申告することができます。
詳細は、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）を
ご覧ください。

土浦市	市町村コード					
	0	8	2	0	3	1

こんな時は必ず届出の提出をお願いします

- 特別徴収している従業員が、
退職、休職、死亡、転勤 した場合
- 事業所が、
移転、名称変更、合併、廃業 した場合



土 浦 市
総務部 課税課 市民税係
〒300-8686
茨城県土浦市大和町9番1号
TEL：029-826-1111
(内線：2239、2232)

特別徴収の概要

1. 特別徴収とは

事業所（給与支払者）が従業員（納税義務者）に毎月支払う給与から、市民税・県民税を徴収（差し引き）し、従業員に代わって納める制度です。

所得税の源泉徴収義務者である事業主は、給与所得にかかる市民税・県民税を特別徴収することが法律で義務づけられています。

2. 特別徴収税額決定通知について

・特別徴収義務者用（事業所用）

各従業員（納税義務者）から毎月徴収する税額（月割額）が記載されています。

毎月の給与支払いの際に、該当月割額を徴収してください。

・納税義務者用（従業員用）

各従業員（納税義務者）の特別徴収税額明細が記載されています。

開封せずにそのままご本人へお渡しください。

3. 納期の特例について

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の事業所は、申請をして市区町村長の承認を受けることにより、毎月の納入から年2回の納入に変更することができます。申請を行う場合には土浦市役所総務部課税課にご連絡ください。

※納期に関する特例のため、徴収は毎月していただきます。

4. 納入方法及び納期限

各納税義務者から徴収した月割額の合計額は、徴収した月の翌月10日（金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日）までに納付取扱機関にて納入してください。以下の納付取扱機関では、納入の際の手数料はかかりません。

振込金融機関	常陽銀行	筑波銀行
	水戸信用金庫	東日本銀行
	茨城県信用組合	水郷つくば農業協同組合
	中央労働金庫	

・土浦市役所 本庁舎・支所・出張所

・各郵便局（10頁にある指定通知書をご提出してください）

5. 特別徴収税額に変更があった場合

従業員の方の申請等により特別徴収税額に変更が生じたときは、「特別徴収税額の変更通知書」を送付いたしますので、変更後の税額（月割額）を徴収し、納入書の金額を変更して納入してください。（変更方法は2頁を参照）

また、納税義務者用の税額変更通知書をご本人へお渡しください。

6. 納入が遅れた場合

特別徴収義務者が期限までに月割額を納入しなかった場合には、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、地方税法及び土浦市税条例に定めるところによって計算された額の延滞金が課されます（地方税法326条、土浦市税条例第19条）。

7. 普通徴収に該当する方が税額通知書に含まれていた場合

茨城県と県内すべての市町村では、平成27年度から、原則としてすべての給与支払者を特別徴収義務者に指定し、市民税・県民税の特別徴収を徹底しています。

事業所または従業員本人が普通徴収を希望される場合でも、ご提出いただいた給与支払報告書に「普通徴収切替理由書が添付されていない」または「以下の普通徴収切替理由が記載されていない」場合は、原則、特別徴収の対象としています。

※eLTAXや光ディスク等による給与支払報告書の提出の場合は、「普通徴収欄にチェックが入っている」かつ「普通徴収切替理由が選択されている」方以外は特別徴収の対象としています。

普通徴収切替理由に該当し、特別徴収が困難である方が税額通知書に含まれている場合は、お手数ですが、7頁の「異動届」の提出をお願いします。

普通徴収切替理由	普A	従業員が2人以下（下記、「普B」～「普F」に該当するすべての（他市区町村を含む）従業員を差し引いた人数）
	普B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者など）
	普C	給与が少なく税額が引けない
	普D	給与の支払いが不定期（例：給与の支払が毎月でない）
	普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
	普F	退職者又は退職予定者（5月末日まで）及び求職者

納入書の金額変更方法について

退職・転勤・税額変更等で印字済みの税額〔納入金額(1)〕に変更が生じた場合は、2本線で抹消し、
〔納入金額(2)〕の給与分（一括徴収分を含む）および、合計金額欄に変更後の金額を記入のうえお使いください。
(領収証書・納入書・納入済通知書すべてに記入してください。)

記入例

納入金額(1) ~~152,000~~ 円

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分				1	0	6	5	0	0
退職所得分									
延滞金									
督促手数料									0
合計額				1	0	6	5	0	0

土浦市では、税額決定時にその年度分（翌年5月分まで）の各月の納入書をまとめてお送りしています。

退職・転職・就職や税額変更により納入する金額に変更が生じた場合でも、新たな納入書はお送りしていません。

←左の記入例のとおり、納入書の金額欄を変更してご利用ください。

- ※ 税額変更後の納入書は送付していませんので、金額欄を訂正してご利用ください。
- ※ この納入済通知書は直接機械に読ませますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

・納入申告書の記入例（退職分離課税がある場合）

市民税 県民税 納入申告書 令和 ○年 ○月 ○日提出

土浦市長

	令和	○年	○月	○日	提出	人員	1人			
退職手当等支払金額	+	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額										
市民税										
県民税										

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者) (受付印)

住所又は所在地 〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名又は名称 〇〇〇〇 〇〇〇〇

法人番号

お手数ながらご記入願います。

1 する1月1日現在の住所	2 する1月1日現在の住所
土浦市 〇〇〇〇〇〇	土浦市
氏名 〇〇〇 〇〇	氏名
勤続年数 26年	勤続年数
支払金額 15,000,000 円	支払金額
特別徴収税額 市民税 84,000 円	特別徴収税額 市民税
県民税 56,000 円	県民税

「納入書」を用いて、表面の「納入金額の退職所得分」の欄に納入金額を記入するほか、裏面の「納入金額の納入申告書」にも市民税・県民税の退職金より差し引いた特別徴収税額に係る内訳等を記入してください。

- ※ 徴収した月の翌月10日までに納入してください。
- ※ この納入申告書は、退職分離課税用です。

給与所得者異動届出書について

退職・休職・転勤等の理由により、給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は異動があった翌月の10日までに給与所得者異動届出書を提出してください。

※給与支払報告書の提出後、新年度の特別徴収税額通知書が到着するまでの期間に（1月～5月）退職・転勤（転職）者が生じた場合で、給与支払報告書を提出した市区町村と現在課税されている市区町村が異なるときには、必ず両方の市区町村に給与所得者異動届出書を提出してください。

☆様式はコピーしてご利用ください。また、土浦市公式HPよりダウンロード可能です。

土浦市HPトップ ＞ 担当課から探す ＞ 課税課 ＞ 各種証明書の発行 ＞ 特別徴収関係書類（16番～22番）

区分	異動年月日の属する機関等		未徴収税額の徴収方法	
退職・休職等	令和6年6月1日～ 令和6年12月31日	本人が一括徴収を希望した	一括徴収	残額を事業所が退職者から 全額徴収して納入する
		本人が一括徴収を希望しない	普通徴収	残額を退職者本人が納入する
	令和7年1月1日～ 令和7年4月30日	一括徴収希望の有無にかかわらず	一括徴収	
転勤（転職）	全期間		転勤（転職）先で特別徴収を継続	

◎退職等の後に、国外転出する場合

令和6年6月1日～12月31日までに退職等した場合においても、できるだけ一括徴収をして納入してください。

一括徴収ができず普通徴収となった場合は、国外転出前にご本人様が、①納期未到来分を含めた全額を納税する、または、②納税管理人の届出を行う必要があります。

また、1月1日以降に国外転出をされた場合、翌年度の住民税が課税されますので、必ず納税管理人の届出が必要となります。

納税管理人の届出の必要がある場合は、市役所へ連絡するようご本人様にご指導ください。

※12月31日までに出国し、未徴収税額を一括徴収していただける場合は手続きの必要はありません。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 普通徴収記載例

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年 度		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度					
000 市区町村長殿 令和〇年〇月〇日提出	特別徴収義務者 指 定 番 号	12345							
	整 理 番 号								
	所 属	人事課人事労務係							
	氏 名	特徴 花子							
(特別徴収義務者) 給与支払者	担連 当 絡 者 先	電話	000-000-0000 内線 (123)						
	所在地	〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3							
	フリガナ	カフシキガイシャ マルバツショウジ							
	氏名又は名称	株式会社 ○×商事							
個人番号 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載							
給与所得者	フリガナ	ススキ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏 名	鈴木 一郎							
	生年月日	平成 4 年 3 月 11 日							
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
	受給者番号			6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	令和6 年 8 月 31 日	1 1. 退職 2. 転職・長欠 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 (事由・理由)	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
	1月1日 現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1							
異動後の 住 所									
		140.000 円	35.600 円	104.400 円					

第十八号様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第十条関係)

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を	
特別徴収義務者 指定番号		月分 (翌月10日納入期限分) から	
所 在 地		収し、納入するよう連絡済みです。	
フリガナ		受給者番号	
氏名又は名称		納入書の要否 (規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
8 月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9 月分から普通徴収に変更する場合。 (ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円 (6 月から翌年 5 月分) (イ) 徴収済額 35,600 円 (6 月から 8 月分) (ウ) 未徴収税額 104,400 円 (9 月から翌年 5 月分) ↑ 普通徴収税額			
2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、	
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	(上記 (ウ) と同額)
		月 日	円
3. 普通徴収の場合		納入します。	
理 由	1. 異動が令和 6 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※ 市区町村記入欄	

て下選
下の扱
さ1し
い3番
にも
記載
して

年度

R 5 年度

R 6 年度

R 7 年度

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

て下選
下の択
さ¹し
い³た
°番
に号
もに
記応
載じ
して

※市区町村記入欄

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書 特徴継続記載例

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度 R 5 年度 R 6 年度 R 7 年度

		(特)	所在地	〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号		12345	
			フリガナ	カズシキガイシャ マルバツショウジ		整理番号			
			氏名又は名称	株式会社 ○×商事		担連 当 者 先		所属 氏名 電話	
			個人番号 又は法人番号	11111111111111111111		←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		人事課人事労務係 特徴 花子 000-000-0000 内線 (123)	
給 与 所 得 者	フリガナ	ススキ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	8月末で退職する給与所得者が、9月 末から新しい会社で特別徴収する場合。 異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	氏名	鈴木 一郎							
	生年月日	平成 4 年 3 月 11 日							
	個人番号								
	受給者番号								
1月1日 現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1			6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	令和6 年 8 月 31 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由		
異動後の 住所			140.000 円	35.600 円	104.400 円	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	98765	(新規)	法人番号	5555555555555555	新しい勤務先へは、月割額 11.600 円を	
	所在地	〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3		担当者 連絡先	所属 氏名	9 月分(翌月10日納入期限分)から	
	フリガナ	マルバツフドウサンカズシキガイシャ		氏名	特徴 進	徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	氏名又は名称	○×不動産株式会社		電話	111-111-1111 (内線 222)	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	新しい会社で特別徴収を開始する月 (9 月) とその月割額を記載します。	
		月 日	円 納入します。	

3. 普通徴収の場合

理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市区町村記入欄

第十八号様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第十条関係)

もじ選
記で扱
載下し
しのた
て1番
下1号
さ3に
い。応

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

										年 度		R 5 年度		R 6 年度		R 7 年度											
土浦市長殿 令和 年 月 日提出 (特別徴収義務者) 給与支払者										所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号					
										フリガナ												整 理 番 号					
										氏名又は名称												担 連 当 絡 者 先		所 属 氏 名			
										個人番号 又は法人番号		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										電 話		内線 ()			
給 与 所 得 者	フリガナ												(ア)		(イ)		(ウ)		異 動 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏 名												特別徴収税額 (年税額)		徴収済額		未徴収税額 (ア) - (イ)		年 月 日								
	生年月日		年 月 日																								
	個人番号																										
	受給者番号																										
	1月1日 現在の住所																										
異動後の 住 所												円		円		円		年 月 日		1. 退職・長欠 2. 転職 3. 死 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. 事由・理由		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					

1. 特別徴収継続の場合																		新しい勤務先へは、月割額 円を			
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号		〒										法人番号						月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所在地												担当者 連絡先		所属						
	フリガナ														氏名				受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		
	氏名又は名称														電 話						
																		内線 ()		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合																		
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、			
											月 日		円		月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。			

3. 普通徴収の場合																	
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										※市区町村記入欄						

【提出先】〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号 土浦市役所総務部課税課市民税係 TEL:029-826-1111(代表)

※用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 土浦市長		(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地 (住所)	〒 _____												特別徴収義務者 指 定 番 号			※市町村ごとに異なります
			フリガナ														新規の場合、納入書(要・不要)		
			名 称 (氏名)													担当者 連絡先	係		
			代表者の職 氏名														氏名		
			個人番号又は 法人番号															電話	_____
給与 所得者	フリガナ											旧 姓			普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。			
	氏 名													特別徴収 開始予定月		月分(_____ 月 _____ 日納期分) から 特別徴収を開始します。			
	生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日														届出理由	1. 入社 2. その他(_____)		
	1月1日現在の住所	〒 _____												月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 _____ 月 _____ 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。				
	現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。																	

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期末到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

【提出先】 〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号 土浦市役所総務部課税課市民税係

※用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 土浦市長	(給与支払者) 特別徴収義務者	所在地 (住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごとに異なります
		名 称 (氏名)											担当者 連絡先	係	
		代表者の 職氏名												氏名	
		個人番号又は 法人番号													電話

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事 項	変 更 前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所 在 地 (送 付 先)	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
名 称		
電 話 番 号	— — (内線)	— — (内線)
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()	

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		統合・合併・分割される 事業所	所 在 地	〒 _____									
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。			フリガナ										
				名 称										
				電話番号	— — (内線)									
				法人番号										
				特別徴収義務者 指定番号										
3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。														
		指定番号											※市町村ごとに異なります	

【提出先】 〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号 土浦市役所総務部課税課市民税係
※用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

郵便局の指定について

指定通知書 見本

(郵便局提出用)

年 月 日

市民税・県民税特別徴収税額の納入に郵便局をご利用される場合は、右の「指定通知書」に郵便局名を記載し、当初納入される際、納入書とともに提出してください。

なお、控えとして下記にもご記入の上、保管してください。

郵便局長殿

土浦市長 安藤 真理子

市長印

**※指定通知書は、郵送または窓口受渡にて交付可能です。
必要な方は、土浦市 総務部 課税課 市民税係までお問い合わせください。**

(特別徴収義務者の控)

貴(社)殿の納入指定郵便局	
所在地	
名 称	郵便局

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき貴局を本市の市民税・県民税(特別徴収税額)取扱局に指定しましたので通知します。

記

許可番号 東業2第1367号
口座番号 00100-0-960154
加入者名 茨城県土浦市会計管理者
取りまとめ 店 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター